

神戸市北区地域活動再開支援補助金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市北区地域活動再開支援補助金（以下「補助金」という。）事業の実施に関し、地方自治法及び神戸市補助金等の交付に関する規則（以下「市補助金規則」という。）に定めるところにより、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により、活動休止等の制限を余儀なくされている、ふれあいのまちづくり協議会、特定非営利活動法人等の民間非営利団体に対し、感染症対策の強化やオンラインの活用など新しい生活様式に即した活動再開を支援することにより、地域課題等の速やかな解決を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、宗教活動、政党活動又は営利を目的としない団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域住民で組織された団体
- (2) 北区に活動拠点がある市民活動団体
- (3) その他、区長が認める団体

(補助対象となる活動)

第4条 補助金の交付対象となる活動は、感染症の影響により、従来の活動を十分実施できない場合に、新たな手段や対策を取り入れて実施する活動や、感染症により、新たに生じた課題や悪化した課題に取り組む活動とし、当該年度に実施するものを対象とする。なお、第8条第1項に規定する交付決定以前に着手したものも含む。

2 前項のいずれの活動においても、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 新しい生活様式に即して行う、地域が抱える課題に対して、緊急かつ柔軟な解決を自ら図る公益的な活動であること
- (2) 団体として主体性に欠く活動や、営利目的、特定の政党若しくは政治的団体又は宗教のための活動ではないこと

(補助対象となる経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、別表の「補助対象となる経費に関する基準」に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については補助対象外とする。

- (1) 感染症対策との関連性が低い経費
- (2) 国や自治体、民間の補助金や助成金等に採択されている事業経費（対象部分が明確に区分できる場合を除く）
- (3) 団体の経常的な人件費や運営費（事務所の賃借料や光熱水費等）
- (4) 個人の所有となる物品や個人の食糧費、交際費等

(5) その他当該補助事業の趣旨に適合しないものとして、区長が不適切と認めるもの
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の1/2以内(ただし、限度額5万円)を助成するものとする。

(交付申請)

第7条 市補助金規則第5条第1項に基づき、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める応募要領に記載する期日までに区長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 団体概要書(沿革等がわかるもの)
- (3) 収支予算書(様式第1号別記)
- (4) 団体の定款又は規約
- (5) 直近一年の事業報告書・決算書
- (6) 組織役員等一覧表
- (7) その他、区長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 区長は、市補助金規則に基づき、前条の申請があったときは、書面による審査を行い、補助の採否及び補助金の予定額を決定し、次に掲げる書類により申請締切後1ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書(様式第2号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書(様式第3号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

3 区長は、第1項の交付決定にあたっては、必要に応じ条件を付すことができる。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止承認申請書(様式第5号)を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第 10 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに区長までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第 8 号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 領収書及び補助事業に係る収支決算書

(交付額の確定)

第 11 条 区長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第 9 号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金額確定通知書を受領後、速やかに補助金請求書（様式第 10 号）を区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 13 条 区長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(財産の管理)

第 14 条 補助事業者は、事業の実施により取得した財産及び資材・機材等（以下「取得財産等」という。）を補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産のうち、取得価額が 2 万円以上のものであって、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数の期間、若しくは補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して区長が別に定める期間等（以下「財産処分制限期間」という。）を経過しない場合においては、備品管理台帳を整備保管するとともに、当該取得財産等に取得年度及び補助金の名称を記載した標章を貼付して管理しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等を事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第 13 号）を提出して、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、2 万円未満のもの、又は財産処分

制限期間を経過した場合は、この限りでない。

4 区長は、前項の規定により承認した取得財産等の処分により、補助事業者が収入を得たときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(書類の保管)

第 15 条 補助事業者は、事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保管するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

北 区 長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

下記補助金の交付について、申請します。

記

補助事業の名称	神戸市北区地域活動再開支援補助金	
目的及び内容		
補助事業の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
補助金の額	円	
添付書類	・事業計画書 ・見積書(写)または補助事業に係る収支予算書 ・予定されている事業実施内容がわかる広報チラシ等	
担当者	氏名	
	連絡先(電話)	

別記

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

様式第2号（第8条関係）

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

（補助事業者名）

様

北 区 長

年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市北区地域活動再開支援補助金
補助金の交付対象事業及びその内容等	上記補助事業交付申請書に記載のとおり
補助金の額	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">補助事業者は、補助金規則及び補助金交付要綱に従うこと。上記のほか、補助事業の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、速やかに区長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。補助事業完了後は速やかに区長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

様式第3号（第8条関係）

補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

（補助事業者名）

様

北 区 長

年 月 日付で申請のあった事業については、以下の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

様式第4号（第9条関係）

補助金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日

北 区 長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業に

ついて、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	神戸市北区地域活動再開支援補助金	
変 更 の 理 由		
補助事業の期間	着手(予定)年月日	(年 月 日) 年 月 日
	完了(予定)年月日	(年 月 日) 年 月 日
補 助 金 の 額	(円) 円	
添 付 書 類	・事業計画書（変更後） ・見積書(写)または補助事業に係る収支予算書（変更後）	

注) 表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

別記

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

様式第5号（第9条関係）

補助事業中止承認申請書

年 月 日

北 区 長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業に

ついて、次のとおり中止したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	神戸市北区地域活動再開支援補助金
中止の理由	
中止の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）

様式第6号（第9条関係）

補助金交付決定変更通知書

第 号
年 月 日

（補助事業者名）

様

北 区 長

年 月 日付で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市北区地域活動再開支援補助金	
補助金の交付対象事業及びその内容等	上記補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件	・本表第2項の交付決定内容変更承認申請書に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書（年 月 日付第号）の表第4項「交付の条件」のとおりとする。	

様式第7号（第9条関係）

補助事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日

（補助事業者名）

様

北 区 長

年 月 日付で中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市北区地域活動再開支援補助金
交付決定日・番号	年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）

様式第8号（第10条関係）

補助事業実績報告書

年 月 日

北 区 長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、

その実績を報告します。

記

補助事業の名称	神戸市北区地域活動再開支援補助	
補助事業の期間	着手年月日	(年 月 日) 年 月 日
	完了年月日	(年 月 日) 年 月 日
補助金の額	(円) 円	
添付書類	・事業の実施状況がわかる書類（写真等） ・領収書(写)及び補助事業に係る収支決算書	

(注) 交付決定内容を上段に（ ）書き、実績を下段に記入する。

別記

収支決算書

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
	円	
計		

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、交付決定内容は上段に（ ）書き、実績を下段に記入する。

様式第9号（第11条関係）

補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

（補助事業者名）

様

北 区 長

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、
補助金の額を確定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市北区地域活動再開支援補助金
補助金の確定額	円
特 記 事 項	

様式第10号（第12条関係）

補助金請求書

請求金額	円
補助事業の名称	神戸市北区地域活動再開支援補助金

上記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

年 月 日

北 区 長 宛

住 所

団 体 名

代 表 者 名

(添付書類)

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他()
口座番号			
口座名義			

(注) 口座名義は、補助事業者と同一の名義であること。

口座名義が異なる口座への振込となる場合は、補助金受領委任状（様式第12号）を提出すること。

様式第11号（第13条関係）

補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

（補助事業者名）

様

北 区 長

年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市北区地域活動再開支援補助金
補助金の額	円
取消しの理由	

様式第12号

受 領 委 任 状

年 月 日

北 区 長 宛

(委任者) 住 所

団 体 名

代 表 者 名

印

私は、下記1 受任者を代理人と定め、下記2 の補助金に係る下記3 の金額の受領を
委任します。

記

1. 受任者

住 所		印
団 体 名		
代 表 者 名		

2. 補助事業の名称

神戸市北区地域活動再開支援補助金

3. 受領委任する金額

金 _____ 円

4. 振込先口座

金 融 機 関 名	銀行	支店	
預 金 種 目	1. 普通	2. 当座	その他 ()
口 座 番 号			
口 座 名 義			

様式第 13 号（第 14 条関係）

第 年 月 日 号

北 区 長 宛

住 所

団 体 名

代 表 者 名

神戸市北区地域活動再開支援補助金に係る財産処分承認申請書

年度神戸市北区地域活動再開支援補助金に係る補助対象事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な事項